

評議員及び役員報酬規程

社会福祉法人 次 江

社会福祉法人次江

評議員及び役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人次江の法人業務に伴う評議員及び役員に対する報酬について、定款第8条及び第22条に基づいて必要事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは理事及び監事をいう。

(業務の種類)

第3条 評議員及び役員報酬を支給する業務は次の各号に定めるところとする。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) その他理事長が必要と認めた業務

(報酬額)

第4条 前条の業務の場合は評議員及び役員報酬としての次の表に定める額を支給できるものとする。

役職名	報酬額	費用弁償
評議員	20,000円まで	10,000円まで
理事	20,000円まで	10,000円まで
監事	20,000円まで	10,000円まで

2 交通費の実費が費用弁償を超える場合は、その実費分を支給する。

(報酬額の範囲)

第5条 定款第8条に基づき評議員の報酬総額は各年度200,000円を超えない範囲とする。

2 役員報酬総額は各年度1人30,000円を超えない範囲とする。

(報酬の支給方法)

第6条 業務の都度、現金にて支給するものとする。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。